

『令和7年9月24日開催』

建設消防常任委員会
委員長報告

【令和7年9月定例会】

委員長 船津由徳

それでは、当委員会に審査を付託されました諸議案につきまして、その審査概要と結果を順次ご報告申し上げます。

初めに、歳出の部、第8款「土木費」及び第2条第2表「債務負担行為補正」のうち当委員会の所管事項についてを一括議題といたしましたところ、債務負担行為補正にかかわり、川口駅上野東京ラインホーム及び自由通路等整備に伴う測量・地質調査業務における債務負担行為の限度額の内訳について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、基本協定を受けた今般の工事等の予算化の提案は、多額の自治体予算の使用が前提となっていることから、反対するとの意見。

また、川口駅における通勤・通学時の激しい混雑、緊急時の代替路線の不足等の理由から、上野東京ライン停車による鉄道輸送力の増強が不可欠であることに加え、さらなる選ばれるまちとして発展を続けるために、川口駅周辺のまちづくりを促進する必要があることから、賛成するとの意見。

さらに、川口駅に新たなホームが作られることは、混雑緩和、市民生活向上に寄与するものであり、また、中距離電車が停車することは、関係人口等の増加が期待できるため、地方都市の自治体の可能性を創造することにつながり、本市の更なる発展への試金石になるものと考えことから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、一括採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第162号「川口市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、条例改正に伴う手数料の算定方法について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、今回、受益者負担を主な理由として金額を引き上げるということであれば、本市の現状と同額としている自治体が多いという状況に鑑みて、それに合わせるからこそが行政サービスであると考えことから、反対するとの意見。

また、今回の手数料の設定にあたっては、受益者負担の原則に基づいたものであり、取得の主体がほぼ建築関連業者で限定的であるため、行政サービスの提供を受ける側と受けない側の公平性を図るうえで必要な改正であると言えることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第179号「訴えの提起について（市営住宅の明渡し等の請求）」を議題といたしましたところ、訴えの提起に至るまでの対応について等、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第181号「市道路線の認定について（南平第285-1号線）」及び議案第182号「市道路線の廃止について（鳩ヶ谷第9030号線）」の以

上2議案を一括議題といたしましたところ、議案第181号にかかわり、開発面積、区画数及び従前の土地利用方法について等、質疑応答の後、一括採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第145号「令和7年度川口都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算」を議題といたしましたところ、歳入にかかわり、当初予算に対する社会資本整備総合交付金の交付率について等、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第146号「令和7年度川口市水道事業会計補正予算」を議題といたしましたところ、業務費にかかわり、水道料金の改定に伴う費用の詳細について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、水道料金の改定をしなければ必要のない補正予算であることから、反対するとの意見。

また、水道料金の改定にあたり、それに係るシステム改修費や料金改定の必要性などについての周知を図るための経費が計上されており、周知に約半年の期間を設け、分かりやすく丁寧に説明することは、大変重要であることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第163号「川口市水道事業給水条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、水道事業の経営の見通しについて等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、今回の改定により全ての使用者が今までと同じ水量を使用するとした場合には、負担増となること。さらに、現状、事業の収支は黒字であり、現下の物価高騰のもとで市民に大幅な負担増を強いることは、許されないと考えることから、反対するとの意見。

また、本市は令和3年の料金改定の結果として、耐震化率、料金回収率が全国平均を上回ってはいるが、昨今の原材料費等の高騰に加え、令和8年には埼玉県営水道料金の値上げが予定されており、水道施設の維持や更新に必要な経費を確保するため、また、将来世代に過重な負担を強いることなく、水道事業を推進していくためにも、料金改定はやむを得ないものと理解することから、賛成するとの意見。

さらに、基幹管路の整備、浄水施設の維持など、関連施設の維持・補修には多額の費用を必要とし、その施設の更新は喫緊の課題であること。そして、市民に安全な水を届けることは、市の使命であることから、賛成するとの意見。

またさらに、現下の物価高騰等により、水道事業に関する維持管理等については、安全・安心かつ災害にも強靱なものとしての持続可能性が困難な状況となっているため、料金改定は市民生活、産業活動への影響を考慮しながら、利用者全体として負担をしいかざるを得ず、市の判断は苦渋の決断と考えるこ

とから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第147号「令和7年度川口市下水道事業会計補正予算」を議題といたしましたところ、質疑なく、討論へと移行し、まず、下水道使用料徴収業務負担金は、今回の使用料改定に伴い水道事業に負担金として支払うものであり、使用料の改定がなければ必要としない支出であることから、反対するとの意見。

また、下水道使用料の改定にあたり、それに係るシステム改修費や使用料改定の必要性などについての周知を図るための経費に対する下水道使用料徴収業務負担金が計上されており、周知に約半年の期間を設け、分かりやすく丁寧に説明することは、大変重要であると考えことから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

最後に、議案第164号「川口市下水道条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、下水道使用料の改定による経費回収率の見込みについて等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、下水道事業も本来は国が耐震化等にお金を出して、工事がより進むよう責任を果たすべきと考えるが、そうではない状況下においては、一般会計から繰り入れながら事業の進捗と負担の両立を図るべきと考える。今回の改正は、全ての使用者の負担が増える可能性があることから、反対するとの意見。

また、本条例改正の目的は、下水道施設の老朽化に伴う更新、維持管理費用の捻出であり、本来あるべき自立経営のもと、計画的に進めていくことができる財源確保が重要であるため、大変苦渋ではあるがやむを得ないものと理解することから、賛成するとの意見。

さらに、先般、前川地域で道路陥没事故があったことから、老朽管渠の更新は喫緊の課題である。市民の安全・安心を守ることは、市の使命であり、そのためには、多額の予算が必要となることから、今回の使用料改定は必要なことであり、加えて経費回収率の改善も見込めることから、賛成するとの意見。

またさらに、現下の物価高騰等により、下水道事業に関する維持管理等については、安全・安心かつ災害にも強靱なものとしての持続可能性が困難な状況となっていることから、今回の使用料改定は市民生活、産業活動への影響を考慮しながら、利用者全体としての負担をしていかざるを得ず、市の判断は苦渋の決断と考えることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

以上で報告を終わります。